

令和6年度介護職員の働きやすい職場環境づくり 内閣総理大臣表彰・厚生労働大臣表彰（概要）

表彰の目的

介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰・厚生労働大臣表彰は、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組が特に優れた介護事業者を表彰し、その功績をたたえ、広く紹介することを通じ、もって、介護職員の働く環境改善を推進することを目的とする。
※令和5年度より実施（今年度で2回目）

選考基準 ※事業者の取組内容等について以下の観点から審査（R5年度と同様）

① 働きやすい職場環境づくりに資する取組であること

- 職員の待遇改善に係る取組がなされているか。
（取組の例）
 - ・ 明確な給与体系の導入、休暇の取得促進や育児や介護との両立支援に関する制度の導入など、多様な人材が働きやすい環境を整備する取組 等
- 人材育成に係る取組がなされているか。
（取組の例）
 - ・ 計画的な採用、新規採用職員に対する計画的な研修の実施や職員の経験・役職に応じた研修の実施など職員の人材育成に効果的な取組 等
- 介護現場の生産性向上に係る取組がなされているか。
（取組の例）
 - ・ 事業所の課題を踏まえた目的を設定し、改善を図るための取組 等

② 実効性のある取組であること

- ・ 取組の実施により、職員の業務への満足度が高まっているか。
- ・ 取組の実施により職員の負担軽減、サービスの質の確保が図られているか。
- ・ 取組の実施に当たり、職員の意見を聞く機会があるか。 等

③ 持続性のある取組であること

- ・ 取組が一過性のものでなく、継続的に取り組む体制や仕組みが整備・検討されているか。 等

④ 他の事業所での導入が期待される取組であること

- ・ 多くの事業所への横展開が期待できる取組であるか。
- ・ 取組を行おうとする他の事業所に対し、取組の経験のある職員の派遣、取組に係る視察の受け入れを行うなど、取組の横展開に協力的であるか。



表彰式
令和6年9月3日（火）実施

介護職員の働きやすい職場環境づくり 内閣総理大臣表彰・厚生労働大臣表彰 受賞事業所一覧

内閣総理大臣表彰

特別養護老人ホーム 六甲の館（兵庫県神戸市）	特別養護老人ホーム	・ <u>ノーリフティングケア</u>（※）で職員の腰痛対策（腰痛あり職員56%→9%） ※介護職員が入所者を抱え上げない介護。リフト等を活用。 ・ 居住・生活費支援など外国人材が働きやすい職場づくり ・ 利用者の特性に合わせた見守り機器の導入 ・ 人間関係をよくする等のスキル研修の実施 ・ 離職率の低下（16%→3%）など職場環境改善の様々な成果
------------------------	-----------	---

厚生労働大臣表彰 優良賞

特別養護老人ホーム悠西苑（秋田県横手（よこて）市）	特別養護老人ホーム	・ 仕事と家庭の両立の支援（多様な休暇制度） ・ 間接業務の事務職員への積極的なタスクシフト ・ 「1人1研修」を掲げた多様な研修の実施
介護付きホームメッツ長岡（新潟県長岡（ながおか）市）	介護付き有料老人ホーム	・ 無資格、かつ短時間でも働ける「サポーター制度」を導入 →人材確保と同時に地域交流。地域内での介護の魅力発信
ヤザキケアセンター紙ふうせん（静岡県裾野（すその）市）	訪問介護	・ 訪問介護、通所介護等のサービスの特性に応じた最適なICT導入 ・ 定期的なエンゲージメントサーベイ（※）の実施等による離職率改善・ストレス軽減（※）従業員モチベーション、会社への愛着心の調査
特別養護老人ホームゆめあまみ（大阪府大阪市）	特別養護老人ホーム	・ 見守り機器や移乗支援機器の効果的活用による効率化 ・ フィンランドの事業者との双方向の人材交流 ・ 独自の介護技術試験結果に応じた手当支給
特別養護老人ホームかるべの郷さざんか（兵庫県養父（やぶ）市）	特別養護老人ホーム	・ 職員主導による人事評価項目策定と手当充実、研修会等の開催 ・ インカムや見守り機器の積極的導入

※この他、厚生労働大臣表彰奨励賞を63事業所に授与。後日都道府県を通じて送付予定。

令和7年度介護職員の働きやすい職場環境づくり 内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰

1. 表彰の目的

介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰は、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組が特に優れた介護事業者を表彰し、その功績をたたえ、広く紹介することを通じ、もって、介護職員の働く環境改善を推進することを目的とする。
※併せて、厚生労働大臣表彰も実施

表彰実績	○R5年度：推薦件数 60件（31都県から）	▶ 選考結果：内閣総理大臣表彰 2件、厚生労働大臣表彰 4件、奨励賞 54件
	○R6年度：推薦件数 71件（42都府県から）	▶ 選考結果：内閣総理大臣表彰 1件、厚生労働大臣表彰 5件、奨励賞 63件

2. 選考基準 ※事業者の取組内容等について以下の観点から審査

① 働きやすい職場環境づくりに資する取組であること （１）職員の待遇改善に係る取組がなされているか。特に入職率の増加や離職率の減少に資する取組として優れている取組を評価する。 （２）人材育成に係る取組がなされているか。特に効果的な人材育成に資する取組として優れている取組を評価する。 （３）介護現場の生産性向上に係る取組がなされているか。特に業務の役割分担、業務負担の軽減及びサービスの質の向上が図られている取組を評価する。 （４）上記（１）～（３）の各取組について「取組の課題」、「取組時期」、「取組のプロセス」、「要したコスト」、「特筆すべきアピールポイント」及び「今後の展望」が具体的に記載されていること。	③ 実効性のある取組であること ○ ①（１）～（３）の各取組について、その効果が取組前と取組後を比較し具体的に示されているか。 ○ ①（１）～（３）の取組を複数行っている場合等、事業所において、その効果が取組前と取組後を比較し具体的に示されているか。
	④ 持続性のある取組であること ○ 取組が一過性のものでなく、継続的に取り組む体制や仕組みが整備・検討されているか。
② 複数の課題に対して優れた取組を行っているか	⑤ 他の事業所での導入が期待される取組であること ・多くの事業所への横展開が期待できる取組であるか。 ・取組を行おうとする他の事業所に対し、取組の経験のある職員の派遣、取組に係る視察の受け入れを行うなど、取組の横展開に協力的であるか。

表彰の種類及び表彰数

○ 内閣総理大臣表彰

鳥取県の情報

<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1375418.htm>

○ 厚生労働大臣表彰優良賞「居宅サービス部門」 **新設** ○ 厚生労働大臣表彰優良賞「施設・居宅サービス部門」 **新設**

○ 厚生労働大臣表彰奨励賞

令和7年度介護職員の働きやすい職場環境づくり 内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰

【推薦調書補足資料】取組の大分類・小分類の一覧

※赤枠 内が小分類の一覧です。

		取組のテーマ (※取組は3つ記載できますが、取組のテーマはそれぞれ1つずつまでになるよう記載してください。)		
		【生産性向上】	【待遇改善】	【人材育成】
大 分 類	労働条件		- 賃金水準の向上 - 時間外労働の削減 - 有給休暇等の各種休暇の取得や勤務日時の変更をしやすい職場づくり - 本人の希望や人間関係などに配慮した配置・異動	
	職場環境	- 事業所の設備・環境を働きやすいものに改善 - 介護ロボット・ICT機器等の導入、業務改善等による業務負担の軽減	- 健康対策や健康管理の充実 - 仕事と育児や介護の両立支援 - 託児所設置や保育費用支援等	
	評価と能力開発			- 事業所内でのキャリアアップの道筋の明確化 - 能力や仕事をふりを処遇に反映 - 事業所内外での研修機会の充実
	仕事の内容	- 介護の質の向上を図るための価値観や行動基準の共有 - 現場の裁量による創意工夫を尊重するマネジメント		
	コミュニケーション			- 人間関係が良好な職場づくり - 職場内での仕事上のコミュニケーションの円滑化（面談、ミーティング、意見交換会など） - 仕事外での職員間の交流の機会の設定 - 悩み、不満、不安などを上司以外に相談できる担当者・相談窓口の設置
	その他			

- 1事業所について3つの取組をアピール出来る。
- 業務時間、業務量、業務にかける人数、職員の心理的負担感、職員の身体的負担感等の指標を用いて取組の前後比較を行い、**取組の効果を定量的に示す**こととしている。
- 実効性については、1ヶ月あたりの総業務時間、1人あたりの月あたり平均残業時間、1人あたりの平均年次有給休暇取得日数、離職率、職員の心理的負担軽減（SRS-18）、ワークエンゲージメント尺度等の指標を用いて前後比較を行い、**全体の実効性を定量的に示す**こととしている。

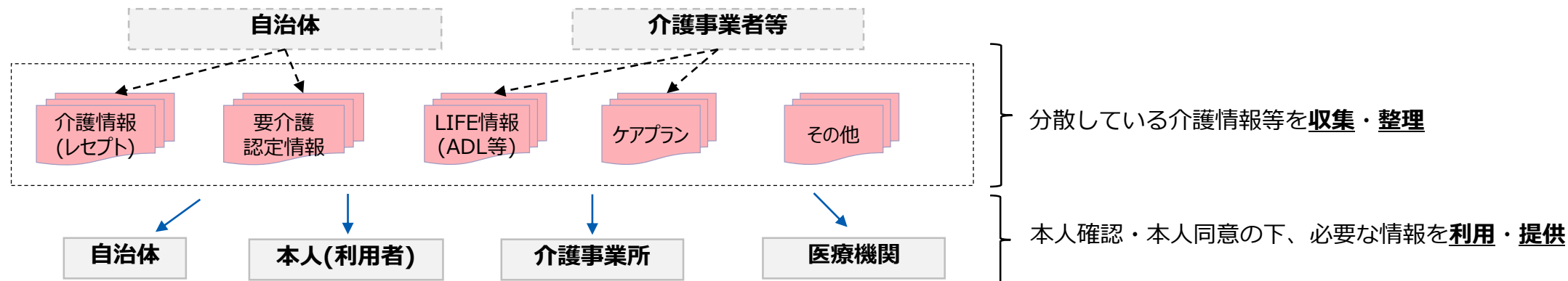
改正の趣旨

- 現在、利用者に関する介護情報等は、各介護事業所や自治体等に分散している。今般、医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が協同して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、**自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備**する。
- 具体的には、自治体、利用者、介護事業所・医療機関について、以下のような効果が期待される。
 - ✓ 自治体：利用者が受けている自立支援・重度化防止の取組の状況等を把握し、地域の実情に応じた介護保険事業の運営に活用。
 - ✓ 利用者：利用者が自身の介護情報を閲覧できることで、自身の自立支援・重度化防止の取組の推進に繋がる。
 - ✓ 介護事業者・医療機関：本人同意の下、介護情報等を適切に活用することで、利用者に提供する介護・医療サービスの質を向上。
※ さらに、紙でのやり取りが減り、事務負担が軽減される効果も期待される。
- こうした情報基盤の整備を、**保険者である市町村が実施主体であり、地域での自立した日常生活の支援を目的としている地域支援事業に位置付ける。**

改正の概要・施行期日

- 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を**地域支援事業として位置付ける。**
- 市町村は、当該事業について、**医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託**できることとする。
- 施行期日：公布後4年以内の政令で定める日

<事業のイメージ> ※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。



介護情報基盤：介護事業所の活用イメージ（令和8年度以降）

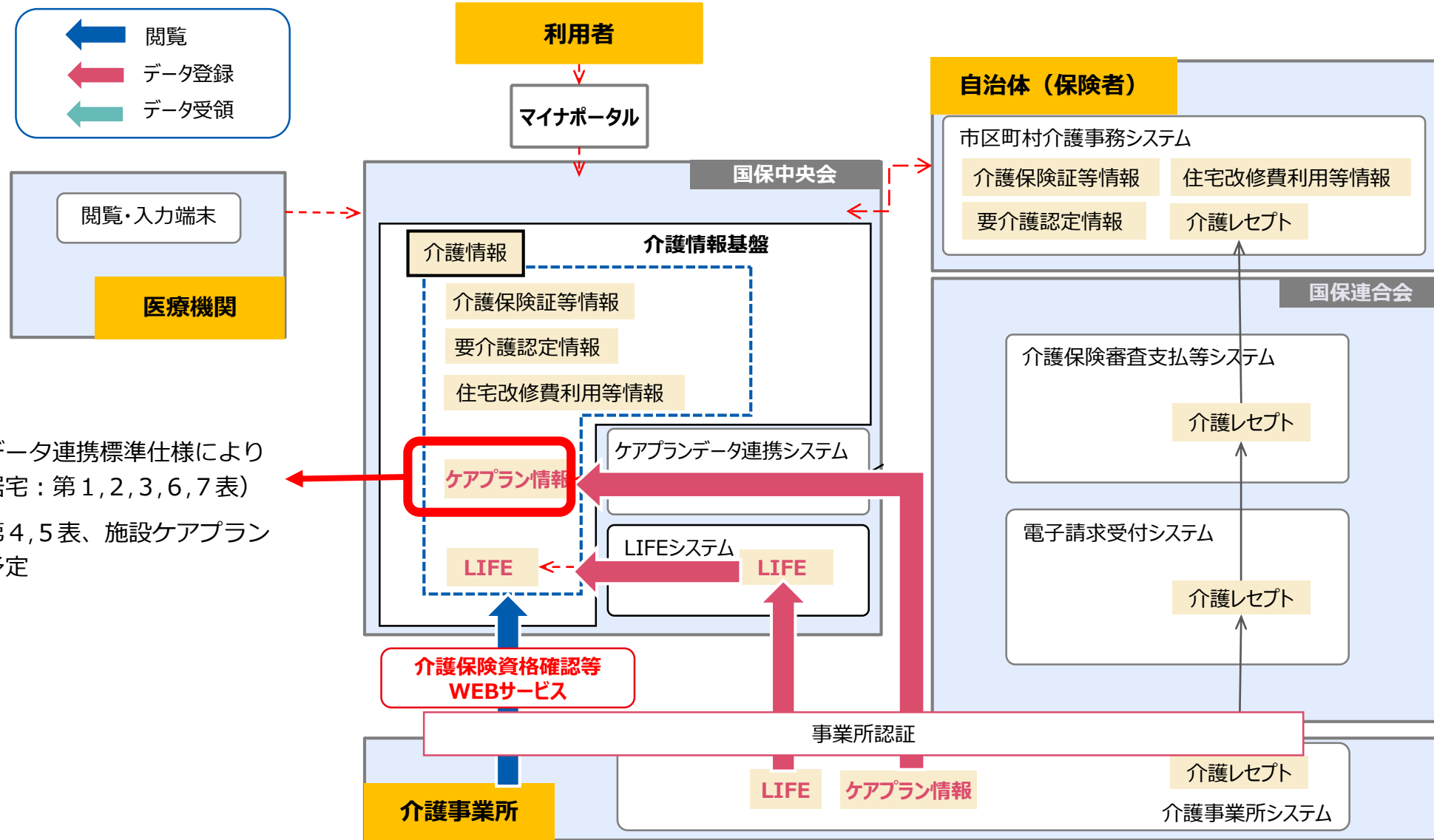
社会保障審議会
介護保険部会（第113回）

資料1

令和6年7月8日

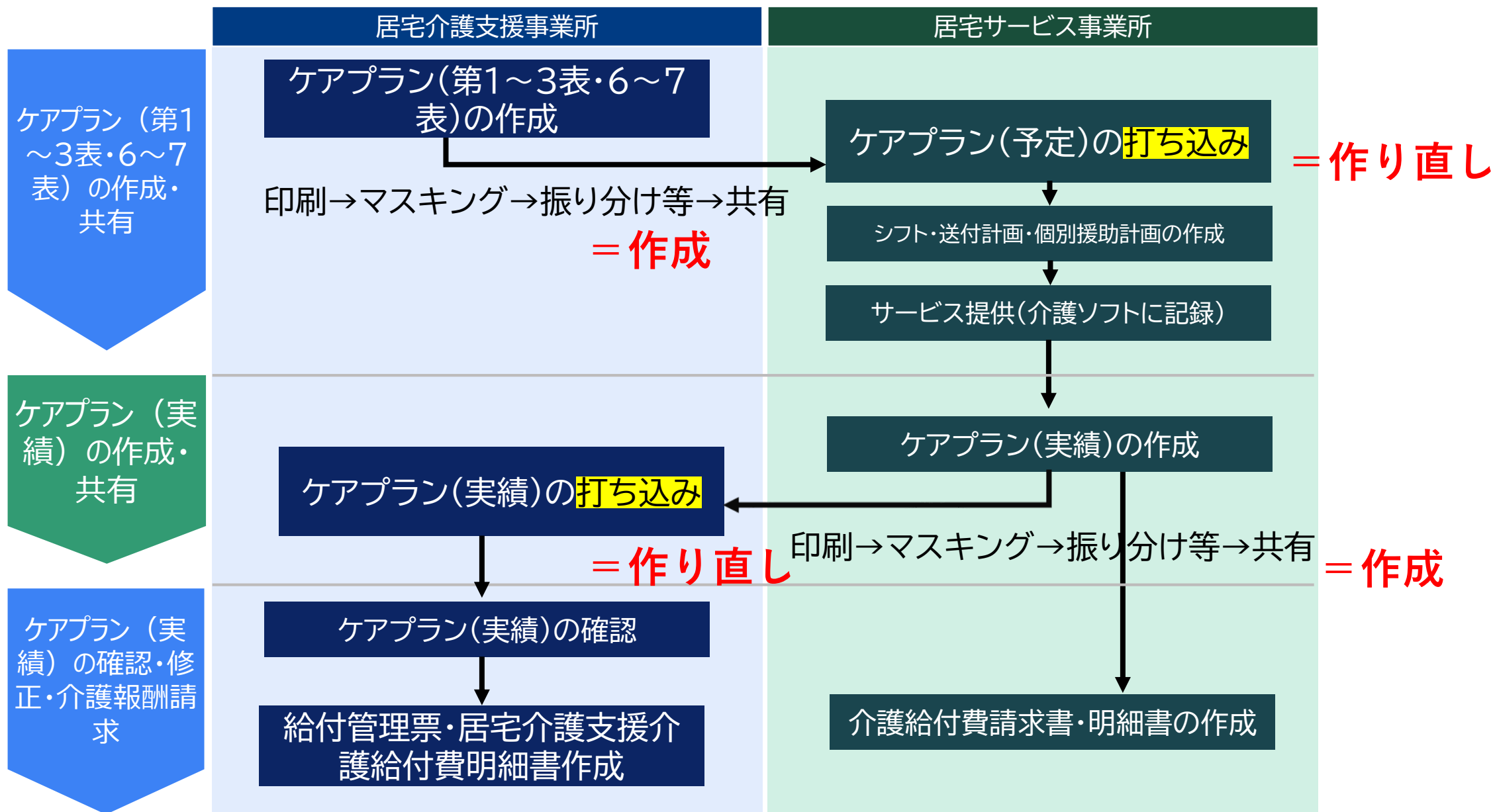
● 介護事業所は

- 介護情報基盤に登録された介護情報を介護保険資格確認等WEBサービスを経由して閲覧できる。
- ケアプラン情報、LIFE情報を介護情報基盤に登録する。



- ケアプランデータ連携標準仕様により標準化済（居宅：第1,2,3,6,7表）
- 今後、居宅第4,5表、施設ケアプランも標準化の予定

ケアプラン連携の業務フローの全体像（Before）



ケアプランデータ連携前の課題と対応策

課題	対応策
FAXや郵送でやり取りしているので、紙が多い	データでやり取り出来る環境を構築し、 ペーパーレス環境を実現 する
ケアマネ事業所で実績を手入力するのが負担。入力ミスで報酬の返戻が生じている。	サービス事業所で作成した実績を、ケアマネ事業所の介護ソフトにデータとして取り込んで 自動反映させる仕組み を構築する
異なる介護ソフトを使用している事業所間でデータ連携が出来ない	共通の約束事として、「 ケアプランデータ連携標準仕様 」を策定し、介護ソフトへの実装を促す
「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に沿った対応が必要	ガイドラインに沿った 高いセキュリティ を確保した仕組みを構築する

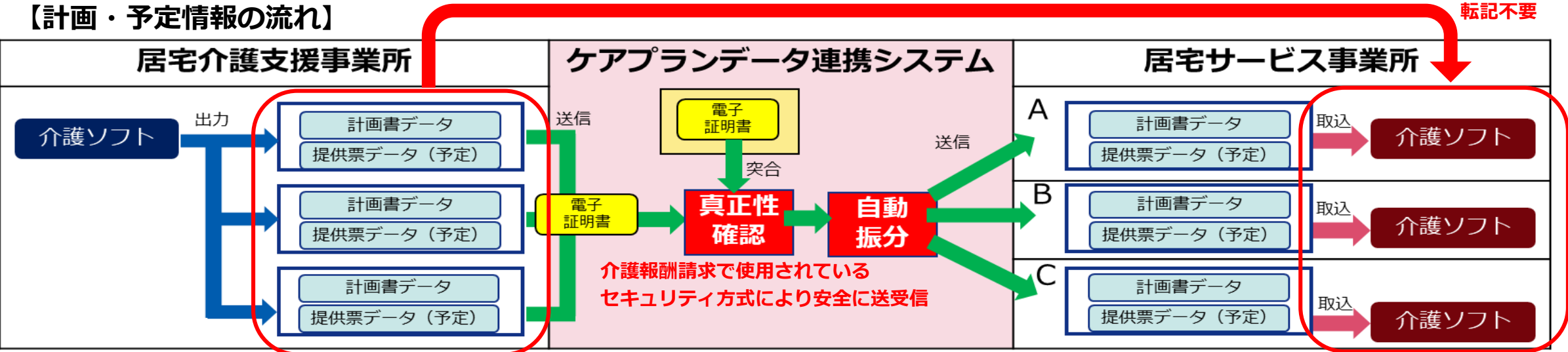


ケアプランデータ連携システムの構築

ケアプランデータ連携システムについて (令和5年度より国民健康保険中央会にて本格稼働)

これまで毎月紙でやり取りされ、介護事業所の負担が大きかったケアプラン（計画・予定・実績の情報）をオンラインで完結するシステムを提供。
「データ連携標準仕様」に対応した介護ソフトとの連携により、ケアマネ・サービス事業所共に転記不要による事務負担の軽減を実現。

【計画・予定情報の流れ】



※実績情報は逆の流れ（居宅介護支援事業所←居宅サービス事業所）となり、予定情報と同様、真正性確認の上、振分けられる。

ケアプランデータ連携システムで期待される効果

- 手間、時間の削減による **事務費等の削減**
- データ自動反映による従業者の「**手間**」の削減・**効率化**
- 作業にかかる「**時間**」の削減
- 従業者の「**心理的負担軽減**」の実現
- 従業者の「**ライフワークバランス**」の改善
- 事業所の「**ガバナンス**」、「**マネジメント**」の向上



イメージキャラクター
ケアプー



ヘルプデスクサポートサイト

人件費 ¥95,218 ※ケアマネジャーの平均給与から、作業に要する時間（52.4時間）を勘案して算出
印刷費 ¥792 ※用紙（700枚/月）、インク等
通信費 ¥1,826 ※FAX通信費、インターネット接続費
郵送費 ¥2,220 ※切手代
交通費 ¥2,140 ※公共交通機関利用料、ガソリン代
介護ソフト利用費 ¥31,417 ※介護ソフトのライセンス料

毎月6.2万円分の人件費を他の業務に転嫁可能！
（74.4万円/年 相当）

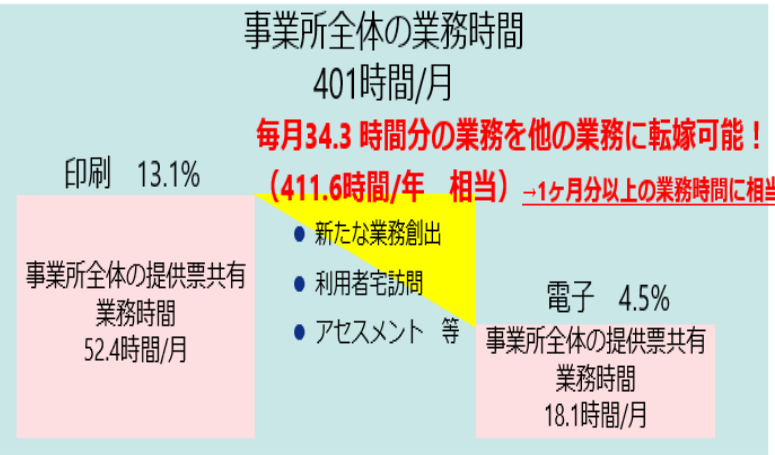
- 新たな業務創出
- 利用者宅訪問
- アセスメント 等

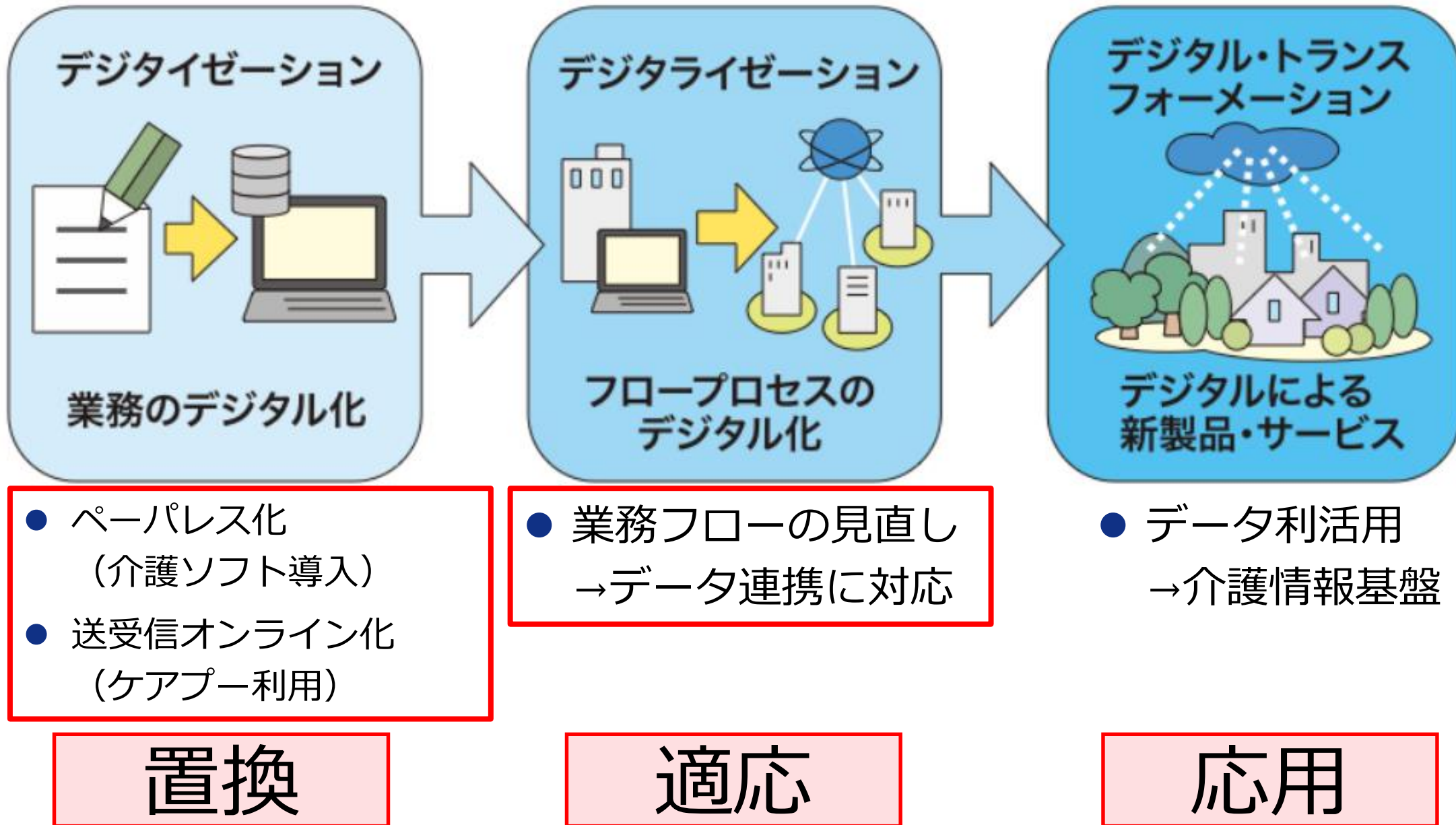
【直接的な支出】

利用前	¥38,395
利用後	¥34,211
削減効果	¥4,184/月 （¥50,208/年）

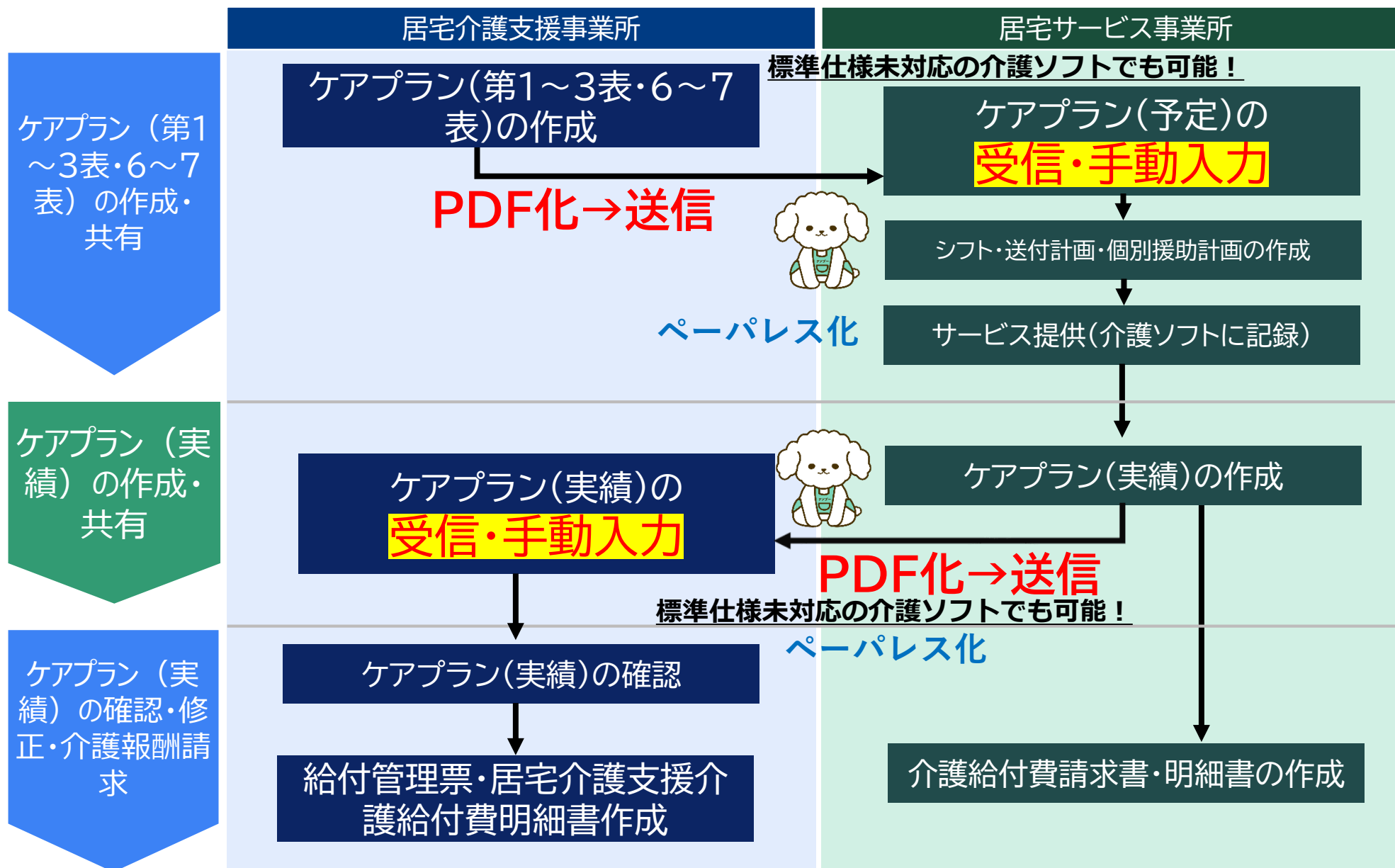
人件費 ¥32,784（¥-62,434） ※ケアマネジャーの平均給与から、作業に要する時間（18.1時間/月）を勘案して算出。
通信費 ¥1,044（¥-782） ※インターネット接続費
ケアプランデータ連携システム ライセンス料 ¥1,750 ※年間ライセンス料（¥21,000）を按分
介護ソフト利用費 ¥31,417 ※介護ソフトのライセンス料

※この他、書類保管場所確保に要する費用等の削減も期待できる。





ケアプラン連携の業務フロー全体像（デジタイゼーション）

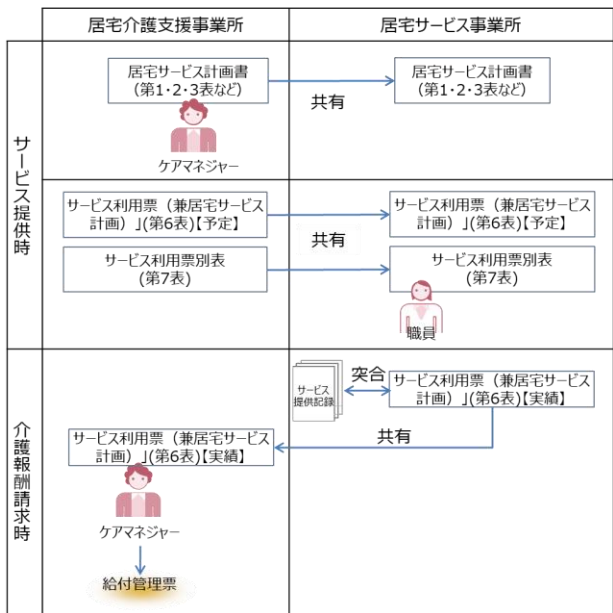


ケアプラン連携の業務フローの全体像（デジタル化ゼーション）



ケアプランデータ連携標準仕様Ver.4

【対象となる業務フロー】

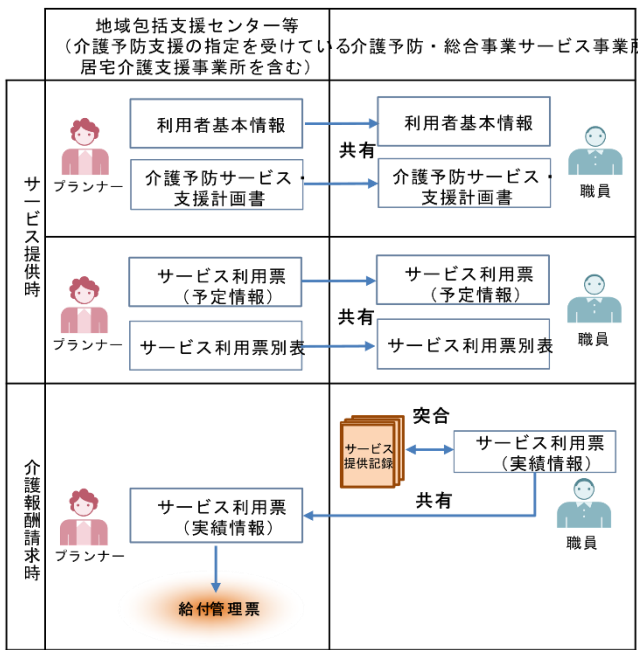


居宅介護支援

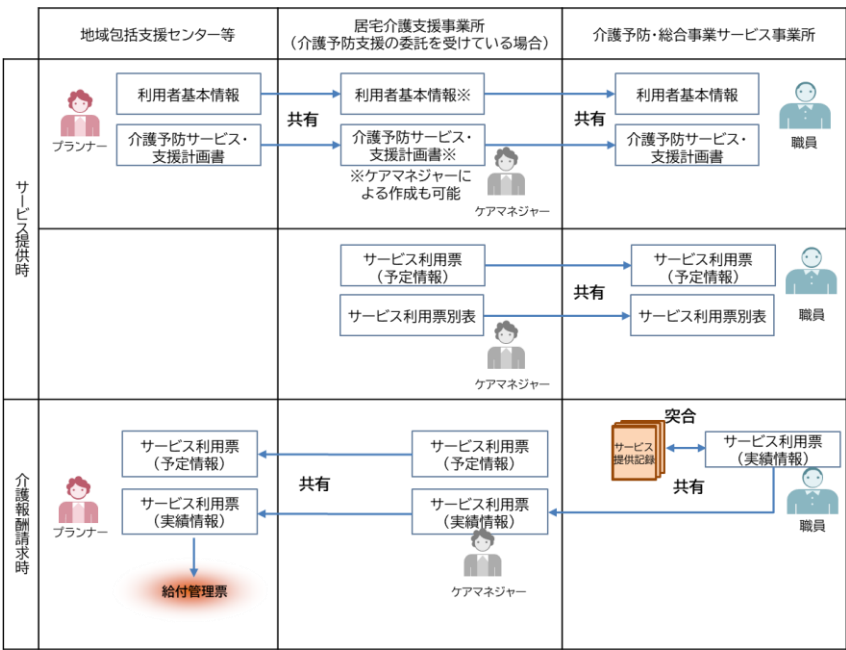
(新規) 第3表の標準仕様作成

(新規) 第6表にTAISコード等追加

新規



介護予防支援・介護予防ケアマネジメント (委託無し)



介護予防支援・介護予防ケアマネジメント (委託あり)

(1) 介護予防サービス・支援計画書

○：必須 △：任意

番号	ファイル名称	地域包括支援センター等向け		居宅介護支援事業所向け		介護予防・総合事業サービス事業所向け	
		出力	取込	出力	取込	出力	取込
①	利用者基本情報	○	○	○	○		○
②	利用者基本情報_削除	△	△	△	△		△
③	介護予防サービス・支援計画書	○	○	○	○		○
④	介護予防サービス・支援計画書_削除	△	△	△	△		△

(2) サービス利用票 (提供票)

○：必須 △：任意

番号	ファイル名称	地域包括支援センター等向け		居宅介護支援事業所向け		介護予防・総合事業サービス事業所向け	
		出力	取込	出力	取込	出力	取込
⑤	利用者補足情報	○	○	○	○		○
⑥	サービス利用票 (予定情報)	○		○			○
⑦	サービス利用票 (予定情報)_削除 ※	△		△			△
⑧	サービス利用票 (実績情報)		○	○	○	○	
⑨	サービス利用票 (実績情報)_削除 ※		△	△	△	△	
⑩	サービス利用票別表	○	○	○			○

よくある質問 利用者同意について（厚労省 標準仕様Q&Aより）

問 17 自治体からの指導により、利用者の同意が得られたサイン入りの居宅サービス計画（第1表、2表、3表、6表、7表）を事業所に交付している。ケアプランデータ連携システムで共有する場合は、どのように整理すればいいのか。

「居宅介護支援事業所に保管するケアプラン」と「利用者とサービス事業所に交付するケアプラン」の取り扱いは異なるため、切り分けて考えるべきである。

ケアプラン原案は、文書による利用者の同意を得た上で、ケアプランとして居宅介護支援事業所に保管するとともに、利用者等に交付される。また、居宅介護支援事業所に保管する居宅サービス計画の控えに利用者の確認を受けることとしている。

ケアプラン原案に対する利用者の同意や居宅サービス計画の控えの確認については、電磁的方法によらない場合は、利用者の署名等が必要となる。相手方の承諾を得れば、利用者の同意や確認を電磁的方法で行うことができ、電子署名や利用者同意を確認した電子メールの保管等の方法で行うことができる。

このように、**文書の真正性は、居宅介護支援事業所に保管する署名等の同意文書又は電磁的方法による取扱い（電子署名や電子メール）を確認することで把握できる。**

このため、ケアプランデータ連携システムを利用してケアプランを電子的に連携する場合においても、**サービス事業所が居宅サービス計画の利用者の同意の有無を確認する必要はない。**同様に、**ケアプラン原案に対する利用者の同意の有無についても、サービス事業者が確認する必要はない。**ケアプランデータ連携システムの利用を見据え、文書負担軽減の観点から、自治体においても、ケアプランにおける電磁的記録や電磁的取扱いを踏まえた取扱いをするよう、取組を進めていただきたい。

よくある質問 利用者同意について

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

第十三条 指定居宅介護支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(略)

十 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、**文書により利用者の同意を得なければならない。**

十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、**当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。**

「文書により同意を得たケアプラン」を交付しなければならない との規定はない！

参考 2：介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について

別紙 1 (居宅サービス計画書記載要領)

6 第 6 表：「サービス利用票（兼居宅サービス計画）」 ⑬「利用者確認」

居宅介護支援事業者が**保存するサービス利用票（控）に、**利用者の確認を受ける。ただし、利用者が作成した場合は、記載する必要はない

よくある質問 利用者同意について

訪問介護計画書の交付についても同様で、同意（署名）がある計画を交付する必要はない。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

第二十四条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならない。

2. 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
3. サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない
4. サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、**当該訪問介護計画**を利用者に交付しなければならない。

※全サービスにおいて、同様の記載になっている

「文書により同意を得た計画」を交付しなければならない との規定はない！

よくある質問 利用者同意について

福祉用具貸与計画書の交付についても同様で、同意（署名）がある計画を交付する必要はない。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

第百九十九条の二福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第二百十四条の二第一項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。。

2. 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
3. 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
4. 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、**当該福祉用具貸与計画**を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。

「文書により同意を得た計画」を交付しなければならない との規定はない！

ケアプランデータ連携システムの活用で働き方はどうなる!?

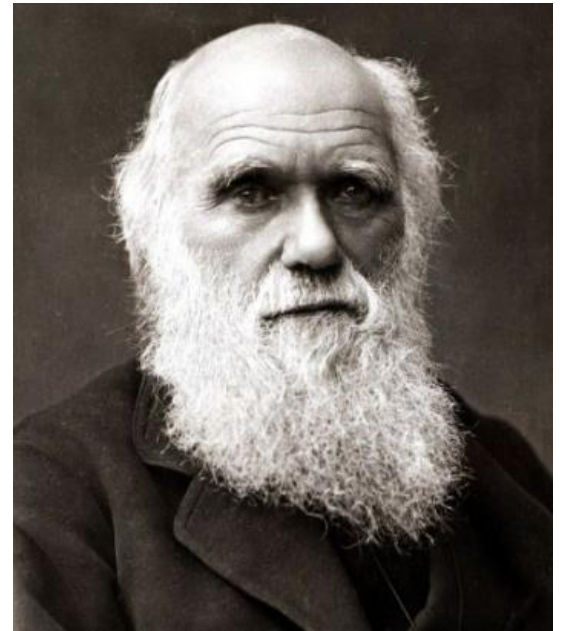
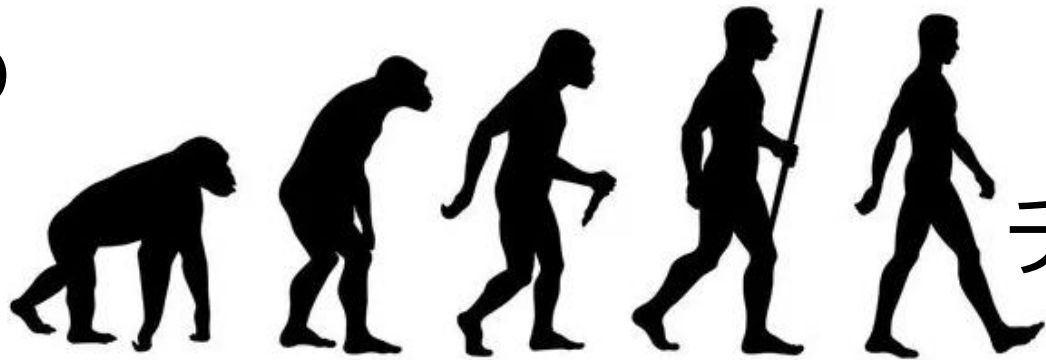
- 負荷が集中せず、業務が個人に集中しない
- ケアマネジメント以外の業務を事務員にアウトソーシング
- 職員の心身の負担が減少
- 休憩時間が確保され、過度な時間外勤務がない
- 年次有給休暇がきちんと取得できる
- モチベーション高く仕事に取り組める
- 仕事のやりがいを感じる
- 職場に活気を感じる
- 日常的に業務の棚卸しを意識出来る働き方の実現
- 月末・月初に余裕をもって給付管理業務を進められる
- ケアマネジメントに集中できる
- 印刷、マスキング、廃棄に多くの時間を要していた業務から開放
- 利用者と時間をかけてコミュニケーションできる

- 本システムは、介護事業所・従業員の負担軽減を実現するための強力なツール。
- 本システムは、従業員のモチベーション向上、人材確保・定着の観点で、経営戦略手段として活用可能。＝生産性向上の取組を行うきっかけ
- 多くの事業所に本システムの利用について前向きにご検討いただきたい。
- 効果的活用のために、標準仕様に対応した介護ソフトの導入と適切な業務オペレーションの見直しを。
- 周辺の事業所とグループを作って協働化を。

最も強いものが生き残るのではなく、
最も賢いものが生き延びるのでもない。

唯一生き残るものは、
変化できるもの

である



チャールズ・ダーウィン